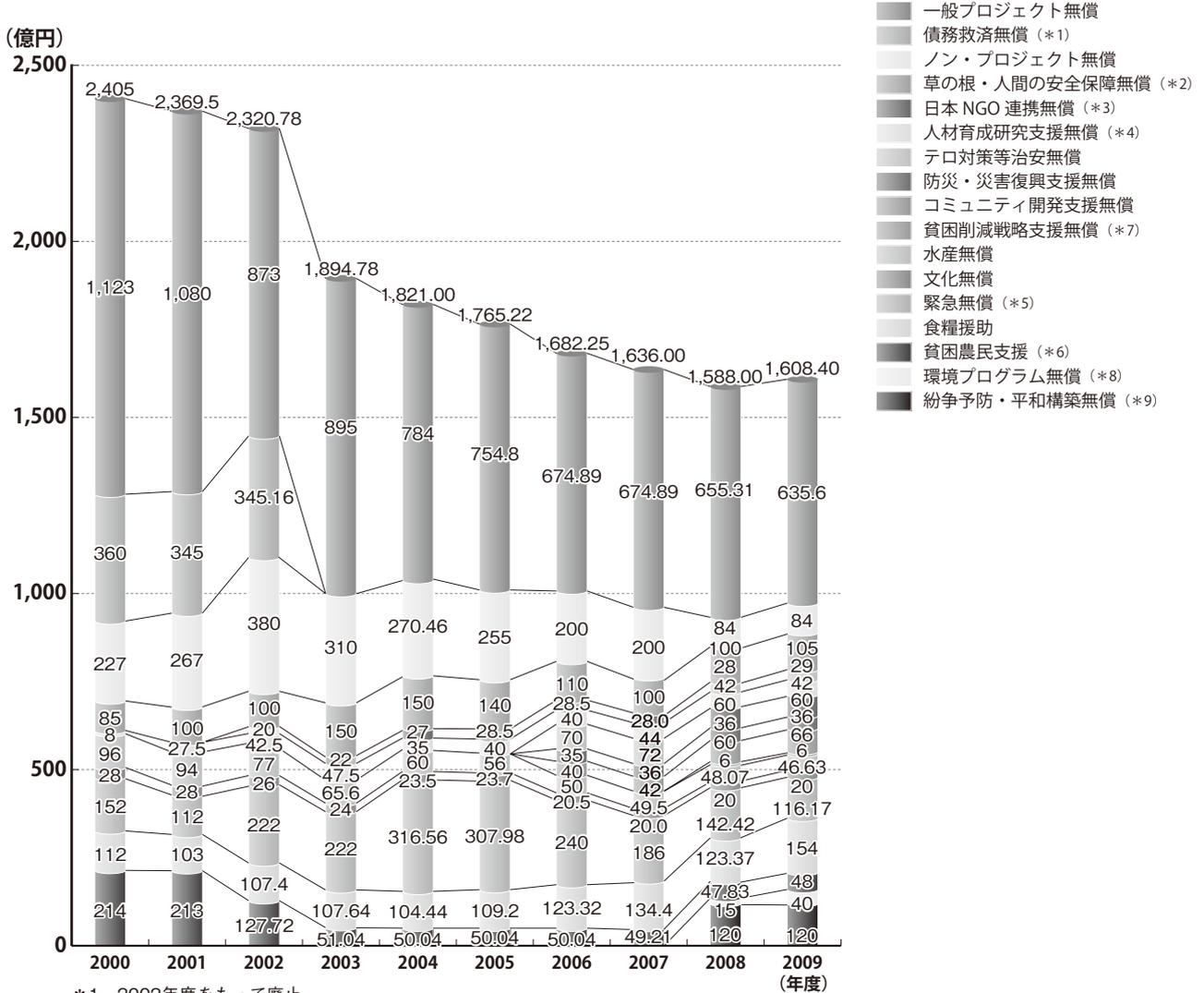


第3節 無償資金協力

1 実績

図表Ⅲ-15 無償資金協力事業予算の推移



*1 2002年度をもって廃止。
 *2 2003年度より草の根無償から名称変更。
 *3 2007年度より日本NGO支援無償から名称変更。
 *4 1999年度より開始した留学生支援無償は、2001年度から留学生研究支援無償となり、2007年度から人材育成研究支援無償となった。
 *5 1995年度より災害緊急援助から名称変更。
 *6 2005年度より食糧増産援助から名称変更。
 *7 2008年度より貧困削減戦略支援無償は新規項目。
 *8 2008年度より環境プログラム無償は新規項目。
 *9 2008年度より紛争予防・平和構築無償は新規項目。

図表Ⅲ-16 無償資金協力地域別実績

2008年度

(単位:上段:億円、下段():%)

地域		アジア	アフリカ	大洋州	中 東	中南米	欧 州	その他	小 計
区分									
経済 開 発 等 援 助 費	一般プロジェクト	159.35 (26.40)	242.33 (40.15)	50.66 (8.39)	56.48 (9.36)	57.73 (9.56)	37.02 (6.13)	— —	603.57 (100.00)
	コミュニティ 開 発 支 援	6.85 (10.03)	42.27 (61.91)	— —	9.00 (13.18)	10.16 (14.88)	— —	— —	68.28 (100.00)
	ノン・プロジェクト	71.00 (37.11)	37.00 (19.34)	12.00 (6.27)	41.30 (21.59)	18.00 (9.41)	12.00 (6.27)	— —	191.30 (100.00)
	紛争予防・ 平和構築	— —	37.51 (45.88)	— —	44.24 (54.12)	— —	— —	— —	81.75 (100.00)
	草の根・人間 の安全保障	32.89 (27.58)	18.95 (15.89)	6.30 (5.29)	16.16 (13.55)	32.73 (27.45)	12.22 (10.24)	— —	119.25 (100.00)
	日本NGO連携	9.02 (31.10)	5.61 (19.36)	0.10 (0.36)	3.44 (11.86)	— —	0.18 (0.61)	10.65 (36.71)	29.00 (100.00)
	防災・災害 復興支援	14.46 (48.70)	— —	10.68 (35.97)	— —	4.55 (15.33)	— —	— —	29.69 (100.00)
	テロ対策等治安	39.77 (100.00)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	39.77 (100.00)
	環境プログラム	12.15 (24.81)	36.83 (75.19)	— —	— —	— —	— —	— —	48.98 (100.00)
	貧 困 削 減 戦 略 支 援	— —	8.70 (100.00)	— —	— —	— —	— —	— —	8.70 (100.00)
	人 材 育 成 研 究 支 援	31.01 (85.57)	— —	— —	— —	— —	5.23 (14.43)	— —	36.24 (100.00)
	水 産	— —	20.40 (43.89)	13.28 (28.57)	— —	12.80 (27.54)	— —	— —	46.48 (100.00)
	文 化	9.38 (48.01)	1.03 (5.27)	0.03 (0.15)	0.21 (1.10)	5.92 (30.32)	2.96 (15.16)	— —	19.54 (100.00)
	緊 急	21.23 (44.02)	10.95 (22.69)	— —	12.20 (25.30)	2.73 (5.66)	1.13 (2.34)	— —	48.24 (100.00)
	K	R	38.00 (14.45)	189.90 (72.21)	— —	13.30 (5.06)	17.30 (6.58)	4.50 (1.71)	— —
2	K R	17.10 (28.89)	27.40 (46.28)	— —	4.70 (7.94)	6.50 (10.98)	3.50 (5.91)	— —	59.20 (100.00)
合 計		462.21 (27.30)	678.88 (40.10)	93.06 (5.50)	201.03 (11.87)	168.43 (9.95)	78.73 (4.65)	10.65 (0.63)	1,692.98 (100.00)

*1 補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅲ-17 無償資金協力の10大供与相手国の推移

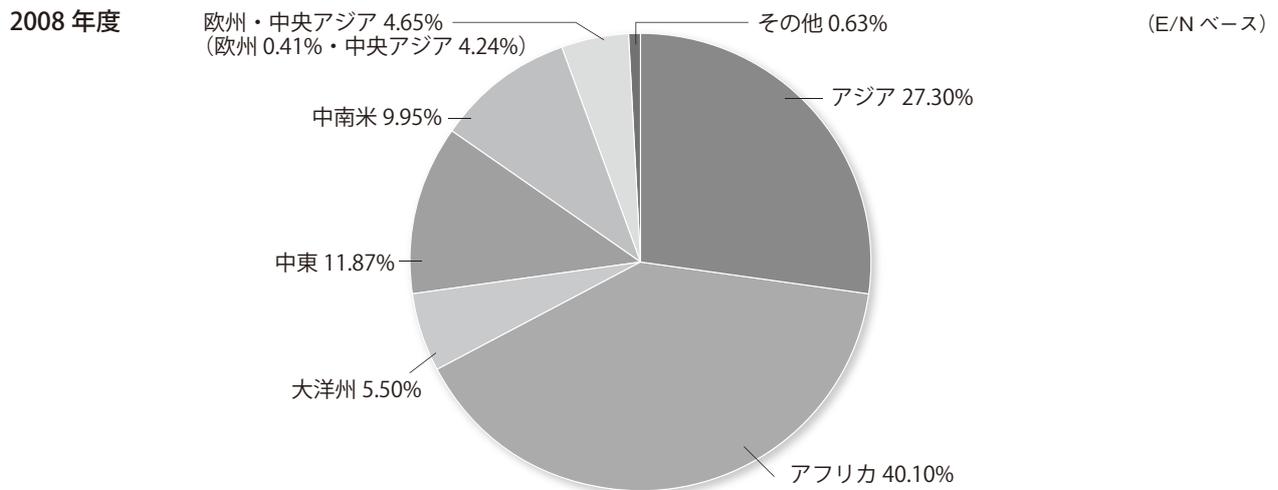
(単位:億円)

	2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額	国 名	金 額
1	イ ラ ク	157.92	アフガニスタン	122.65	カンボジア	68.92	アフガニスタン	72.30
2	アフガニスタン	113.19	イ ラ ク	116.67	アフガニスタン	68.65	パキスタン	60.89
3	パキスタン	100.13	ス ー ダ ン	69.46	インドネシア	66.64	パレスチナ	58.21
4	カンボジア	69.09	カンボジア	65.07	タンザニア	57.05	カンボジア	53.11
5	パレスチナ	64.40	インドネシア	53.71	ス ー ダ ン	54.07	タンザニア	47.17
6	インドネシア	63.32	パキスタン	51.96	ラ オ ス	51.79	エチオピア	46.35
7	ス ー ダ ン	60.19	パレスチナ	44.90	パキスタン	47.63	スリランカ	44.28
8	ニカラグア	48.85	ネ ー パ ー ル	44.36	ケ ニ ア	44.59	バングラデシュ	42.71
9	ベトナム	44.65	ラ オ ス	43.38	エチオピア	43.79	ケ ニ ア	41.90
10	ラ オ ス	42.35	モンゴル	43.30	パレスチナ	43.44	ラ オ ス	38.74
合 計		764.10		655.44		546.58		505.66

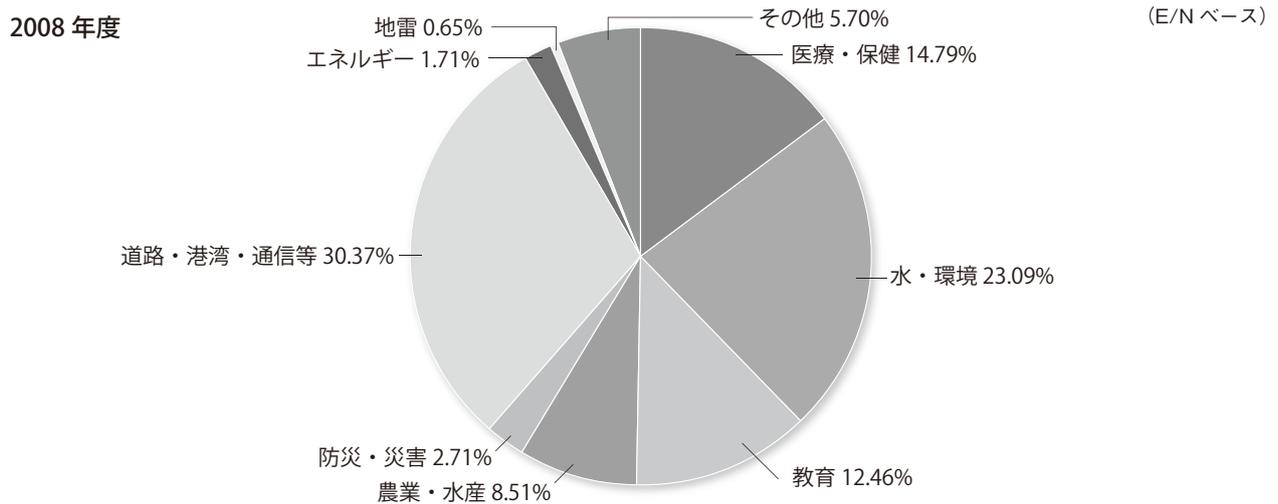
*1 2006年度、2008年度実績では補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅲ-18 無償資金協力地域別割合



図表Ⅲ-19 プロジェクト型無償資金協力の分野別割合



図表Ⅲ-20 プロジェクト型無償資金協力

(E/Nベース) (単位:億円、%)

分野	会計年度 実績	2007年度			2008年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
医療・保健		38	133.31	15.33	34	123.79	14.79
水・環境		30	154.66	17.79	35	193.18	23.09
教育		19	145.30	16.71	15	104.30	12.46
農業・水産		17	106.48	12.24	15	71.17	8.51
防災・災害		5	41.53	4.78	5	22.71	2.71
道路・港湾・通信等		46	220.67	25.38	46	254.15	30.37
エネルギー		10	55.57	6.39	4	14.28	1.71
地雷		0	0.00	0.00	1	5.48	0.65
その他		3	12.07	1.39	6	47.71	5.70
計		168	869.59	100.00	161	836.77	100.00

* プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的行いやすい一般プロジェクト無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、水産無償を計上。

図表Ⅲ-21 プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2008年度 (E/Nベース) (単位:億円、%)

実績 分野	アジア		アフリカ		大洋州		中東		中南米		欧州・中央アジア		計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医療・保健	18.39	14.86	74.34	60.05	0.72	0.58	15.61	12.61	10.32	8.34	4.41	3.56	123.79	100.00
水・環境	47.55	24.61	93.90	48.61	0.00	0.00	23.20	12.01	28.11	14.55	0.42	0.22	193.18	100.00
教育	16.34	15.67	55.78	53.48	5.63	5.40	16.39	15.71	10.16	9.74	0.00	0.00	104.30	100.00
農業・水産	7.55	10.61	27.26	38.30	13.28	18.66	10.28	14.44	12.80	17.99	0.00	0.00	71.17	100.00
防災・災害	13.90	61.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.81	38.79	22.71	100.00
道路・港湾・通信等	75.66	29.77	76.27	30.01	54.99	21.64	0.00	0.00	23.85	9.38	23.38	9.20	254.15	100.00
エネルギー	0.00	0.00	14.28	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.28	100.00
地雷	5.48	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.48	100.00
その他	47.71	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	47.71	100.00
合計	232.58	27.79	341.83	40.85	74.62	8.92	65.48	7.83	85.24	10.19	37.02	4.42	836.77	100.00

図表Ⅲ-22 一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績

(E/Nベース) (単位:上段:億円、下段():%)

実績 分野	2006年度			2007年度			2008年度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	283.27 (35.04)	9.60 (21.00)	292.87 (34.29)	254.76 (38.20)	4.48 (9.74)	259.24 (36.36)	252.52 (41.84)	13.60 (29.26)	266.12 (40.94)
機材供与	195.17 (24.14)	4.88 (10.67)	200.05 (23.42)	161.76 (24.25)	0.00 (0.00)	161.76 (22.69)	153.13 (25.37)	0.00 (0.00)	153.13 (23.56)
施設・機材	322.89 (39.94)	31.24 (68.33)	354.13 (41.46)	240.18 (36.01)	41.51 (90.26)	281.69 (39.51)	186.04 (30.82)	32.88 (70.74)	218.92 (33.68)
詳細設計	7.01 (0.87)	0.00 (0.00)	7.01 (0.82)	10.25 (1.54)	0.00 (0.00)	10.25 (1.44)	11.88 (1.97)	0.00 (0.00)	11.88 (1.83)
合計	808.34 (100.00)	45.72 (100.00)	854.06 (100.00)	666.95 (100.00)	45.99 (100.00)	712.94 (100.00)	603.57 (100.00)	46.48 (100.00)	650.05 (100.00)

図表Ⅲ-23 一般プロジェクト無償資金協力等のLDC等への配分実績

(E/Nベース) (シェア:%)

会計年度 区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
LDC	37.60	50.50	50.43	51.72	48.44
その他	62.40	49.50	49.57	48.28	51.56

* 新しいスキームは含まない(一般プロジェクト、水産、ノンプロジェクトのみ)。

2 事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1969年創設。

● 経緯・目的

開発途上国の経済・社会開発、民生の安定と福祉の向上等を目的としており、教育・人づくり、通信・運輸、医療・保健、農林・水産、給水などの幅広い分野における施設建設や資機材調達等の事業(プロジェクト)に必要な資金の協力を行うものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国が事業の実施主体となり、日本から贈与された資金を使用して、プロジェクトに必要な資機材、施設の建設および設計などのサービスを調達する。日本政府が資機材、施設を直接調達して供与する、現物供与は行っていない。

主な対象分野としては、医療・保健、衛生、給水、初等・中等教育などの基礎生活分野(BHN)、人材育成分野、社会施設(インフラ)のほか、平和構築や対人地雷対策などがあり、多様化する支援の必要性に柔軟かつ積極的に対応している。

事業の実施には、日本の専門家の派遣をはじめとする各種技術協力との連携を図るなど、被援助国関係者が関連の機材・施設などをより一層有効に活用できるように図っている。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償は開発途上国からの援助要請により、日本政府部内における要請内容・妥当性の検討、事前の調査等を経て援助規模の概算額が算定され、被援助国との交換公文(E/N)締結(※署名のみでは効力発しない場合あり)により確定される。

開発途上国からの援助要請は、主として日本の在外公館を通じて提出される。外務省は、その要請に関して、無償資金協力の必要性、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、必要に応じて国際協力機構(JICA)による事前の現地調査を行い、

事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。これらを踏まえて日本政府部内の調整を行った上で、交換公文を締結する。

交換公文においては、プロジェクトの名称、供与限度額が定められている。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) 交換公文締結後、被援助国政府(実施機関)は、日本のコンサルタント、請負・調達業者との間で契約を結び、事業を実施する。請負・調達業者の選定方法は、経済性、効率性および公平性の観点から、一般競争入札を原則としている。

請負・調達業者は契約に基づきプロジェクトに必要な資機材、設備およびサービスの調達を行う。資金は契約履行の進捗に応じて、被援助国名義口座に払い込まれる。

(2) 交換公文署名後における一般プロジェクト無償の実施主体は被援助国政府(機関)であるが、プロジェクトにおける施設の建設、資機材の引渡しが適正、迅速かつ支障なく行われることを確保するため、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の実施に必要な業務を行う。

在外公館、JICAは、被援助国政府(機関)からプロジェクトの実施状況に関する報告を受け、または現地JICA事務所の協力を受けるなどして実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年度実績は、実施国数69か国、実施件数126件、供与総額は約600億円となっている。2007年度(141件、約667億円)と比較すると、金額にして約10.1%の減少となった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア:%)

地域	年度	2007年度			2008年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア	ア	42	236.50	35.46	33	159.35	26.54
アフリカ	カ	59	272.61	40.87	57	242.33	40.37
大洋州	州	6	13.46	2.02	8	50.66	8.44
中東	東	11	53.65	8.04	8	56.48	8.87
中南米	米	14	53.00	7.95	14	57.73	9.62
東欧・中央アジア	ア	9	37.73	5.66	6	37.02	6.17
合計		141	666.95	100.00	126	603.57	100.00

● 分野別実績

一般プロジェクト無償を分野別に見ると、水・環境22.51%、道路・湾岸・通信等39.61%、医療・保健20.39%、教育7.34%、エネルギー2.36%、農林・水産4.09%、地雷0.90%、防災・災害1.46%、その他1.31%となっているが、件数・金額ともに第1位を占めた道路・湾岸・通信等の2008年度実績は、計43件約239億800万円(同分野の2007年度実績は、44件210億9,500万円)となっている。

② ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」として創設。施設建設や災害救援活動等の事業(プロジェクト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入するための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロジェクト無償資金協力」と称される。

● 経緯・目的

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国に対し、同努力の推進のために必要となる物資の輸入代金を支援するために創設された。

- (1) 第一次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネチア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のためには、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は1987年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては、特別の配慮が必要となってきたことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェクト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年度にかけて実施。

- (2) 第二次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルシュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

- (3) 第三次経済構造改善努力支援無償援助(1991年ミュンヘン・サミットで表明)

第一次、第二次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5～7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

- (4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度においてノン・プロジェクト無償を予算化している。

2. 事業の仕組み

● 概要

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済社会開発努力を実施する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の貧困削減等の経済社会開発に対する取組、経済状況、政治状況、実施した場合の外交上

の効果などについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、貧困削減等の経済社会開発努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の調達が予定どおり適正に行われたことを報告する。

なお、E/N上、被援助国政府は日本が援助資金(外貨)を供与することにより生じる内貨を銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、

在外公館を通じて日本政府と用途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2008年度の実績は実施国数30か国、実施件数36件、供与額総額273億500万円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円、シェア%)

地域	年度	2007年度		2008年度	
		金額	シェア	金額	シェア
アジア		62.74	21	71.00	26
アフリカ		114.33	39	74.51	27
大洋州		5.00	2	12.00	4
中東		97.77	33	85.54	31
中南米		11.00	4	18.00	7
東欧・中央アジア		3.00	1	12.00	4
合計		293.84	100	273.05	100

③ 紛争予防・平和構築無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、ノン・プロジェクト無償資金協力の枠内で「紛争予防・平和構築無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、従来の無償資金協力では対応困難だった小型武器廃棄支援などのプログラム型事業を対象として創設された。平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする。

2.事業の仕組み

● 概要

二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施される。国際機関または途上国政府から日本に対してプログラムまたはプロジェクトの要請が行われ、その内容に基づいて紛争予防・平和構築支援無償を実施すべきか否かを検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに日本と被援助国もし

くは国際機関が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国もしくは国際機関に支払われる。

● 審査・決定プロセス

国際機関または途上国政府から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、当該国政府による平和構築分野における取組、当該国に対する紛争予防・平和構築分野での日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、他のドナーの同分野における援助状況、当該国の政治経済社会情勢、他のスキームとの関係、日本との二国間関係等を総合的に勘案した上で検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国もしくは国際機関との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、用途等が定められている。

二国間支援の場合は、E/N署名後、日本から被援助国に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達代理機関」と呼ばれる)を通

じ、プログラムまたはプロジェクトを実施する。国際機関を通しての支援の場合は、E/N署名後、日本から国際機関に対し援助資金が支払われ、当該国際機関がプログラムまたはプロジェクトを実施する。

国数9か国、実施件数11件、供与額総額81.75億円であった。

● **地域別実績**

2008年度紛争予防・平和構築無償の対象地域別の内訳は、アフリカ37億5,100万円(6件6か国)および中東44億2,400万円(5件3か国)となっている。

3.最近の活動内容

● **活動の概要**

2008年度紛争予防・平和構築無償の実績は、実施

● **2008年度 紛争予防・平和構築無償 実績表**

地域	国	閣議	E/N	案件名	供与額	実施機関
中東	アフガニスタン	08年4月	2008/6/12	第二次非合法武装集団の解体(DIAG)のための包括的イニシアティブ推進計画	4.77億円	UNDP
中東	アフガニスタン	08年12月	2009/1/22	カブール市教育施設建設計画	21.83億円	UNICEF
アフリカ	ケニア	08年12月	2009/1/23	平和と和解のためのシェルター建設及び生計手段確立計画	6.70億円	IOM
アフリカ	スーダン	08年12月	2009/1/8	スーダン共和国における武装解除・動員解除・社会復帰計画	15.75億円	UNDP
アフリカ	ブルンジ	08年12月	2009/2/19	ブルンジ共和国における元戦闘員の社会復帰支援計画	2.23億円	UNDP
アフリカ	リベリア	08年12月	2009/1/27	リベリア・日本友好母子病院改修計画	3.64億円	リベリア政府
アフリカ	リベリア	08年12月	2009/1/28	リベリア共和国における小型武器対策及び地域社会開発促進計画	1.57億円	UNDP
中東	パレスチナ	08年12月	2008/12/23	ジェリコ市内生活道路整備計画	8.09億円	パレスチナ暫定自治政府
アフリカ	コンゴ民主 チャド	09年2月	2009/3/10	中央部アフリカ諸国における地雷除去計画(UNMAS経由)	7.62億円	UNMAS
中東	シリア	09年3月	2009/3/15	ネイラブ・パレスチナ難民キャンプ整備計画	3.89億円	UNRWA
アフリカ	スーダン*	09年3月	2009/6/30	ジュバ職業訓練センター拡張計画	11.29億円	スーダン政府
中東	パレスチナ	09年3月	2009/3/16	信頼醸成のための排水溝建設計画	5.66億円	UNDP

* スーダンのE/N署名は、2009年度。

④ 草の根・人間の安全保障無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● **開始時期**

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。1995年度から「草の根無償資金協力」、2003年度から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

● **経緯・目的**

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する必要性、主要援助国が小規模な無償援助の実施により大きな外交成果を上げていること、政府開発援助

行政監察において小規模無償制度の導入につき勧告されたこと、等から創設された。

2.事業の仕組み

● **概要**

開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開発途上国において活動しているNGO(非政府団体)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、当該国の諸事情に精通している日本の在外公館が中

心となって資金協力を行うもの。一件当たりの援助の規模は原則1,000万円までと比較的小規模ではあるが(内容に応じ、最大1億円まで認められる)、草の根レベルに直接裨益するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。

主な重点分野は、①保健・医療、②基礎教育、③民生・環境改善等の基礎生活分野である。具体的な資金協力の対象品目としては、施設建設、資機材購入のほか、会議・セミナー開催経費、機材供与に伴う専門家雇用費等のソフト面における協力も実施しているが、被供与団体自身の恒常的な運営・管理費(事務所経費、人件費等)については支援の対象とはならない。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外公館が要請団体の適格性、要請プロジェクトの内容、規模、援助効果、実施した場合の外交的な効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定する。その後、外務省本省にて案件実施を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、日本の在外公館と当該案件の要請団体との間で、資金供与に関する贈与契約が署名される。この贈与契約においては、プロジェクトの名称・目的・内容、要請団体の名称、供与限度額、用途、および供与された資金が適正に使用されるべきことを定めた適正使用条項等が定められる。

契約の署名を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(または見積書)の内容をチェックし、在外公館と被供与団体との間の贈与契約にある供与限度額の範囲

内で資金を供与する。

プロジェクト実施後は、在外公館は、被供与団体から当該プロジェクトの実施状況に関する報告を受け、またプロジェクト・サイトの現地確認などを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年度の実績は実施国数128か国・1地域、実施件数1,255件、供与限度額総額約119億円であった。

● 地域別実績

(2008年度、G/Cベース)

地域	国数	件数(%)	金額(単位:円、%)
アジア	17か国	326 (25.98)	3,289,116,709 (27.58)
アフリカ	42か国	199 (15.86)	1,894,764,345 (15.89)
大洋州	12か国	75 (5.98)	630,466,456 (5.29)
中東	11か国・1地域	147 (11.71)	1,615,559,134 (13.55)
中南米	28か国	373 (29.72)	3,273,430,255 (27.45)
欧州・中央アジア	18か国	135 (10.76)	1,221,513,956 (10.24)
合計	128か国・1地域	1,255 (100.00)	11,924,850,855 (100.00)

* 四捨五入の関係上、%の合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(2008年度、贈与契約ベース)

分野	件数(%)	金額(単位:円、%)
教育	525 (41.83)	4,696,692,487 (39.39)
医療・保健	280 (22.31)	2,477,854,588 (20.78)
水・環境	266 (21.20)	2,312,189,183 (19.39)
農林・水産	105 (8.34)	900,463,087 (7.55)
道路・湾岸・通信等	47 (3.75)	436,685,933 (3.66)
その他	32 (2.55)	1,100,965,577 (9.23)
合計	1,255 (100.00)	11,924,850,855 (100.00)

* 上記のうち複数分野にまたがっている案件については、事業の主要部分を占める1分野に計上している。

⑤ 日本NGO連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本の

NGOを対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設したもの。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金

協力をを行う。具体的には、次の6分野からなる。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業に対して資金協力をを行う(供与限度額:原則1,000万円(ただし、過去の実績により500万円の場合あり)、最大5,000万円。ただし、人間の安全保障の理念が強く反映され、供与額が5,000万円を超える事業については限度額最大1億円まで認める^(注1))。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携し、コンソーシアムを組んで実施する経済・社会開発協力事業に対し資金協力をを行う(供与限度額は上記(1)と同様)。

(3) 緊急人道支援活動(ジャパン・プラットフォームへの支援も含む)

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に対し資金協力をを行う(供与限度額:1億円)。

(4) リサイクル物資輸送費

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本のNGOが引き受け開発途上国へ贈与するに当たり、その輸送費等に対し資金協力をを行う(供与限度額:1,000万円)。

(5) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付けを行う場合、原資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(6) 対人地雷関係

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を提供する(供与限度額:1億円)。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行われた後、申請団体の適格性、事業の内容、

外交上・治安上の問題点、現地ニーズ、住民への裨益効果、事業の持続性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査をもとに外務本省にて検討し、案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および事業完了報告書を在外公館(あるいは外務本省)に提出する。在外公館は必要に応じ事業のモニタリングを行う。

3.最近の活動内容

● 概要

2008年度の実績は、実施国数29か国1地域、実施件数72件、供与限度額総額約18.4億円であった(その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援として16.5億円の拠出実績がある)。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、2007年度から大幅に増加している(+13件、+237百万円)。分野別の実施件数は、医療・保健、民生・環境の両分野が最も多いが、金額ベースで見ると、件数は少ないものの地雷関係が最も多くなっている。

● 地域別実績

(2008年度、G/Cベース)

地域	国等	件数(%)	金額(百万円)(%)
アジア	14	49 (68.1)	902 (49.1)
大洋州	1	1 (1.4)	10 (0.5)
中東	4	7 (9.7)	344 (18.7)
アフリカ	9	13 (18.1)	561 (30.5)
中南米	0	0 (0.0)	0 (0.0)
欧州・中央アジア	2	2 (2.8)	18 (1.0)
合計	30	72 (100.0)	1,835 (100.0)

注1:人間の安全保障無償の理念が反映されている事業としては、当面、以下のものを優先する。

- ①コミュニティの能力向上のための基礎教育
- ②紛争後の難民・避難民帰還
- ③難民・避難民への母子保健
- ④地雷除去活動
- ⑤HIV/エイズ等感染症対策

● 分野別実績

(2008年度、G/Cベース)

分 野	件数 (%)	金額(百万円) (%)
教 育 協 力	17 (23.6)	335 (18.3)
医 療 ・ 保 健	22 (30.5)	457 (24.9)
民 生 ・ 環 境	22 (30.5)	470 (25.6)
農 林 ・ 水 産	5 (6.9)	67 (3.7)
その他(地雷除去等)	6 (8.3)	505 (27.5)
合 計	72 (100.0)	1,835 (100.0)

⑥ 人材育成研究支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として創設。2001年度に「研究支援無償」を導入し「留学研究支援無償」と改称。その後、2007年度に「留学生支援無償」を「人材育成支援無償」と改称したことから、「人材育成研究支援無償」と改称。

● 経緯・目的

「人材育成支援無償」は、開発途上国の経済・社会開発にかかわり将来的役割を果たすことが期待される若手行政官などに対する、日本における学位取得(修士)を通じた人材育成事業。

「研究支援無償」は、開発途上国の抱える経済・社会開発上の深刻な諸課題(対人地雷対策、感染症、環境破壊等)を解決するために、これらを解決する新技術等の研究・開発を目的とした研究活動を支援するもの。

2. 事業の仕組み

● 概 要

「人材育成支援無償」は、開発途上国が日本に人材を派遣する人材育成計画を策定し、交換公文(E/N)による両国の合意の下、対象者の渡航費、滞在費、学費、計画を実施するに当たり必要となる資金を供与する。

「研究支援無償」は開発途上国が直面する経済社会開発上の課題について、日本および途上国の研究者等が行う研究活動に必要な渡航費・滞在費・研究費等を支援する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間関係を考慮し、アジア諸国を中心に選定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

「人材育成支援無償」は、閣議決定後速やかに、日本と被援助国の間で、資金供与に関する交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額等が定められている。

E/N署名後、被援助国とJICAが指定する実施代理機関との間の実施契約に基づき、実施代理機関が候補者の公募、選考手続事務、学費および奨学金等の一括支払い管理、モニタリング、帰国後のフォローアップを行うこととなる。

具体的に、受入れ大学院・コースの選定については、国公立・私立を問わず、受入れの然るべき体制を整えている大学院の留学コースを調査し、それを対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致したコースに対象者を受け入れる(受入れ人数は1コース当たり5人程度)。各コースは、各国における人材育成分野および日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考については、公募により広く人材を発掘するが、相手国政府等からの推薦も考慮することとし、作成される人材リストの中から、日本と相手国の関係機関等により構成される「運営委員会」が、候補者の学業・勤務成績、語学能力等を踏まえて行う。

3.最近の活動内容

● 実績

- ・人材育成支援無償
2008年度は、カンボジア、中国、バングラデシュ、フィリ

ピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、キルギスから計266名の受入れを行った。

⑦ テロ対策等治安無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

テロ、海賊、薬物、人身取引といった国境を越える犯罪の問題は、国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、ソマリア沖で発生している船舶・船員に対する海賊事件にも見られるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結している。

また、開発途上国、特にアフガニスタン、イラク等の紛争後の国または地域においては、治安状況の安定が経済社会開発を着実に進めていく上で必要不可欠な前提となっている。このような治安対策分野の重要性にかんがみ、2006年度から開始した。

2.事業の仕組み

● 概要

中進国を含む幅広い国を対象に警察能力強化、海上保安機関能力強化、港湾保安強化、空港保安強化、出入国管理システムの強化等の支援を行う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償と同様、被援助国からの要請に基づくJICAの事前調査を通じて形成されるプロジェクト型供与と、国際機関または地域機関などにより形成・実施されるプログラム型案件（機材供与、ネットワークづくりのためのソフト支援、訓練実施等）への資金供

与を行うものがある。

候補案件は、要請内容、当該国におけるテロ・海賊対策等の治安対策の必要性、当該国に対する日本の技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の実績およびその評価、当該国の経済社会情勢、日本との二国間関係等を総合的に検討した上で、採択する。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型は一般プロジェクト無償に準ずる。プログラム型については、国際機関などと交換公文(E/N)署名を行い、契約、調達、実施監理については国際機関等の責任の下で行う。

3.最近の活動内容

● 概要

- マレーシア「海上警備強化機材整備計画」(供与限度額: 2.78億円)
- マレーシア「海上密輸等取締能力強化計画」(供与限度額: 7.14億円)
- インドネシア「港湾保安機材整備計画」(供与限度額: 5.45億円)
- インドネシア「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画」(供与限度額:15.73億円)
- ベトナム「ホーチミン市タンカンカトライ港税関機能強化計画」(供与限度額: 8.67億円)

⑧ 防災・災害復興支援無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

2004年12月に発生したスマトラ沖地震およびインド洋津波被害を契機とした、世界的な防災対策への関心

の高まりを受け、2006年度から開始した。

防災・災害復興分野の支援は、日本の経験と知見に基づいた国際貢献を行うことのできる分野であるほか、海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援にも資するものである。防災・災害復興支援無償の導入により、プロジェクト型の支援に加え、プログラム型支援を行うことで、災害直後から本格的な復旧・復興まで切れ目のない支援を行う。

2.事業の仕組み

● 概要

中進国を含めた幅広い国を対象に、防災支援、災害・復興支援を行う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の調査に基づいて実施するプロジェクト型支援と、国際機関との協力や、二国間で調達代理機関が事業を監理し、資金を一括拠出(ディスバース)して、迅速かつ柔軟な活動を可能とするプログラム型支援がある。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。交換公文の署名および贈与契約署名後速やかに相手国の口座への資金の一括拠出を行い、日本政府と

被援助国政府が事業の実施について協議する場として「政府間協議会」(大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所等からなる委員会)を設置し、関係者間の調整を行う。

3.最近の活動内容

● 実績

2009年度実績は次のとおり。

(1) [災害復興支援・プロジェクト型]

インドネシア ニアス島橋梁復旧計画

(供与限度額:15.22億円)

東ティモール ベモスーディリ給水施設緊急改修計画

(供与限度額:6.94億円)

ソロモン諸島 ギゾ病院再建計画

(供与限度額:19.00億円)

(2) [防災支援・プロジェクト型]

フィリピン 気象レーダーシステム整備計画

(供与限度額:33.50億円)

(3) [災害復興支援・プログラム型]

インドネシア 西スマトラ州バダン沖地震被災地における安全な学校再建計画

(供与額:5.49億円)

⑨ コミュニティ開発支援無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

(1) 日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ドナーとのコスト格差の是正が求められている。こうしたなか、平成16年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノン・プロジェクト無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、交換公文(E/N)で規定している資金支払供与期限の制約を受けない余裕を持った工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減および特定分野に限定されない

総合的なコミュニティ開発が可能となった。コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。

(2) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。複数のコンポーネント(学校、道路、給水、保健医療施設等)の有機的連携を図ることによりコミュニティのニーズに応じた協力を進めるとともに、技術協力等との連携を念頭に置いた効果的な協力を目指す。単一分野の支援についても、現地仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活用により、競争性の向上を図るとともに、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を目指す。資金を一括拠出

する調達代理方式を採用し、事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAによる概略設計調査を実施し、事業規模と分野の組合せの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに「概略積算額」を作成する。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者活用を通じ一定のコスト縮減を可能とする。

なお、大使館・JICA事務所のアクセスが困難など、実施体制が困難な国・地域については、国際機関経由の支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、実施の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

E/Nおよび贈与契約G/A署名後に被援助国もしく

は国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約する。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティ」(被援助国政府、JICA事務所、調達代理事務所、大使館等からなる委員会)を設置し、事業の進捗などを確認する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年度は、二国間援助として6か国の開発途上国に対し51億1,500万円、国際機関経由の援助として3か国の開発途上国に対し17億1,300万円、総計68億2,800万円のコミュニティ開発支援を実施。

● 地域別実績

2008年度のコミュニティ開発支援の対象地域別の内訳は、アジア1か国(6億8,500万円)、中南米1か国(10億1,600万円)、中東1か国(9億円)およびアフリカ6か国(42億2,700万円)となっている。

⑩ 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2007年度

● 経緯・目的

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3～5年間の包括的な経済・社会開発計画である貧困削減戦略文書(PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper)の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法

を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大をねらう。

2. 事業の仕組み

● 概要

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための財政支援枠組を有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否かが検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を

踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組が整備されているか、日本のプロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国政府の一般会計に、資金の用途および支出項目を特定せず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点は一般財政支援と同じであるが、資金の用途としてPRSP上の重点分野(教育、保健など)を特定するもの。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた特別会計(口座)に援助資金を供与するもの。

● 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後、同資金協力について日本政府と被援助国政府との間で交換公文(E/N)、また国際協力機構(JICA)との間で贈与契約(G/A)の署名が行われる。このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、使途などが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し援助資金が支払われる。

援助資金拠出後は、現地ODAタスクフォースが共同レビュー会合などにおける拠出資金のモニタリングや成果の評価に参加するとともに、被援助国の会計検査院報告などをフォローし、日本が拠出した資金が適切に使用され、成果を上げているかどうかを確認する。

3.最近の活動内容

● 概要

2008年度は、2か国に対し総額8億7,000万円の供与を行った。具体的には、タンザニアに対し5億2,000万円のコモンファンド型財政支援を、ガーナに対し3億5,000万円の一般財政支援を実施した。

⑪ 水産無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

1960年代後半から、多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これら開発途上国による要請に応じ、水産関係のプロジェクトに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面における日本との友好協力関係を維持・発展させる観点から創設された。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念されるようになってきていること、1994年に国連海洋法条約が発効し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く認識されていることから、こうした水産分野の支援の重要性は引き続き高い。

2.事業の仕組み

● 概要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、その国の水産業の現状を十分に把握し、その国にとって最適であり、またその国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁業調査・訓練船の建造、漁村の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般無償資金協力と同様であるが、援助対象国の選定に当たっては、日本との漁業分野における関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2006年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度額総額45億7,200万円であった。

2007年度の実績は6か国、実施件数6件、供与限度額総額45億9,900万円であった。

2008年度の実績は7か国、実施件数7件、供与限度額総額46億4,800万円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

地域	年度	2007年度		2008年度	
		件数	金額	件数	金額
ア ジ ア		1	10.70	0	0.00
ア フ リ カ		2	7.54	3	20.40
大 洋 州		1	9.32	2	13.28
中 東		1	9.68	0	0.00
中 南 米		1	8.75	2	12.80
東欧・中央アジア		0	0.00	0	0.00
合 計		6	45.99	7	46.48

● 主要な実績

2007年度と同様、2008年度は沿岸漁業者のための漁港等の漁業生産基盤整備、国内消費の効率化を目的とした流通施設の整備・建設が大きな割合を占める。

⑫ 文化無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

「文化無償資金協力」は、1975年度に開始。2000年度に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を創設。

● 経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行う努力を行っている。こうした努力に対し、日本としてもその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国際文化協力において、文化無償協力（「一般文化無償」、「草の根文化無償」）は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の

購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的としている。

2.事業の仕組み

● 概 要

供与限度額は、「一般文化無償」は一件原則3億円以内、「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助国の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、「施設整備」並びにそれらに係る「役務」を購入するための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、これに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2009年世界銀行融資ガイドラインに基づき、グループⅢまでの国（2009年度の場合、2007年の一人当たりGNIが6,465ドル以下の国）としている。

● 審査・決定プロセス

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に提出された援助要請について、外務省が要請内容・

妥当性等の検討を行い、事前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏まえ、日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決定し、被援助国政府との間で交換公文を署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に提出された援助要請を、日本大使館および外務省が検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使館との間で贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は交換公文署名後、被援助国政府(実施機関)が、案件の実施について日本のコンサルタント・調達監視機関、調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の選定方法は、一般競争入札が原

則。契約締結以降の手続は一般プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力と同様である。

3.最近の活動内容

● 活動の概要

2008年度までに130か国・地域に対して、合計1,620件、総額約621億円(執行承認ベース)の文化無償協力を実施してきている。

● 地域別実績

(件数および金額:一般文化無償は交換公文ベース、草の根文化無償は贈与契約ベース、単位:億円、シェア(%):金額ベース)

地域	年度	一般文化無償						草の根文化無償					
		2007年度			2008年度			2007年度			2008年度		
		件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア	件数	金額	シェア
アジア・大洋州		4	6.37	35	6	8.80	50	9	0.60	30	11	0.60	29
中 東		1	4.36	24	0	0.00	0	3	0.13	6	4	0.21	10
アフリカ		2	0.89	5	2	0.76	4	3	0.12	6	3	0.27	13
中南米		3	1.54	9	5	5.51	32	11	0.77	38	5	0.42	21
欧州		3	4.26	24	3	1.42	8	7	0.23	12	4	0.24	12
中央アジア		1	0.50	3	3	1.01	6	2	0.16	8	5	0.30	15
合計		14	17.92	100	19	17.50	100	35	2.01	100	32	2.04	100

* 四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しない。

● 主要な具体的事業・案件および内容

2008年度に実施した案件としては、「一般文化無償」ではモンゴルのカラコルム博物館建設計画(約4.96億円)、ボリビアの国立マン・セスペ音楽アカデミー校舎建設計画(約3.99億円)などがある。

また、「草の根文化無償」では、インドネシアのアンダラス大学文学部日本語学習機材整備計画(約356万円)

をはじめとする日本語教育分野の案件や、ボツワナの空手協会空手道場建設計画(約987万円)などの武道関連分野の案件を積極的に実施した。このほかにウズベキスタンの科学アカデミー考古学研究所文化遺産保存機材整備計画(約577万円)などの文化遺産保全分野、チリのラ・セレナ市立劇場設備整備計画(約587万円)など文化施設への支援も実施した。

⑬ 緊急無償

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度創設。

● 目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、避難民等を救済する目的で1973年度から開

始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために重要な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度から開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援として、1996年度から開始。

2.事業の仕組み

● 概要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続が簡素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の必要があると判断される場合には、日本の現地大使館からの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶりを決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、この閣議発言後速やかに相手国または国際機関との間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3.最近の活動内容

● 概要

2008年度は、件数22件(災害緊急援助21件、民主化支援1件)、援助総額約48億円の緊急無償を実施した。

● 分野別実績および内容

・災害緊急援助

2008年度は、ミャンマーにおけるサイクロン災害に対する緊急支援、中国四川省における地震災害に対する緊急支援、グルジアにおける国内避難民に対する緊急支援、ハイチにおけるハリケーン災害に対する緊急支援、パキスタンにおける国内避難民等に対する緊急支援、キューバにおけるハリケーン災害に対する緊急支援、コンゴ民主共和国における国内避難民に対する緊急支援、イエメンにおける洪水被害に対する緊急支援、ジンバブエにおけるコレラ流行対策に対する緊急支援、パレスチナ(ガザ地区)に対する緊急支援を行い、総額約46.9億円の災害緊急援助を実施した。

・民主化支援

2008年度は、ザンビアの大統領補欠選挙の実施に対する緊急支援を行い、総額約1.4億円の民主化支援を実施した。

(実績ベース)(単位:億円)

分野	2007年度		2008年度	
	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	14	19.22	21	46.89
民主化支援	2	5.28	1	1.35
復興開発支援	3	17.62	0	0.00
合計	19	42.12	22	48.24

⑭ 食糧援助(KR)

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1968年度創設。

● 経緯・目的

1964年に開始された関税引下げに関する多国間交渉(ケネディ・ラウンド交渉)の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組を定めるため、1967年に「1967年の国際穀物協定」の構成文書の一つとして「1967年の食糧援助規約」が作成され、その後、累次更新を経て、現在の「1999年の食糧援助規約」に引き継がれて

いる。同規約は、食糧不足に直面する開発途上国に対し、加盟国が国際協調の下、援助として拠出する穀物の量等を規定している(日本の年間最小拠出量は小麦換算で30万トン)。日本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、1968年度から一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を実施している。

2.事業の仕組み

● 概要

食糧不足に直面している開発途上国からの要請に

に基づき、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、対外債務残高、日本との関係、援助受入れ体制等を総合的に勘案し、被援助国が米、小麦、トウモロコシ等の穀物を購入するための資金を供与する方式により食糧援助を実施している。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不足状況等を踏まえつつ、WFP等の国際機関を通じてこれら社会的弱者に対する食糧援助も実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給状況の緩和にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされた後、政府部内において、穀物の種類、数量、調達国、受入れ体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等について検討した後、日本政府としての決定を行う。また、WFP等の国際機関を通じた食糧援助も、当該国際機関からの要請に基づき同様な方法で決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文(E/N)の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府との間で、援助の条件や実施手続等を定めた贈与契約(G/A)の署名を行う。

E/NおよびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。また、E/N及びG/A署名後は、JICAが資金支払などの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した穀物等の本船渡し価格(FOB)の3分の2以上を内貨立てで銀行口座に

積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国政府は、日本と使途につき協議の上、見返り資金を経済・社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

WFP等の国際機関経由での食糧援助の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国際機関との間で、援助の条件や実施手続等を定めたG/Aの署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3.最近の活動内容

● 概要

2008年度の実績は、二国間援助として21か国の開発途上国に対し157億円、国際機関経由の難民・国内被災民等への援助として106億円、総額263億円となる。日本の援助により被援助国等が購入する穀物の種類は米、小麦、小麦粉、トウモロコシ等となっている。

● 地域別実績

2008年度の食糧援助のうち、最大の対象地域は昨今の食糧価格高騰問題を受け、食糧不足が深刻な問題となっているアフリカであり、具体的には、コートジボワール、コンゴ(民)およびジブチ等計18か国に対する二国間援助およびエチオピア、ケニアおよびスーダン等社会的弱者に対する国際機関を通じた援助で、合計189億9,000万円となっている。アフリカに次いで大きな対象地域はアジアであり、ネパール等2か国に対する二国間援助並びに東ティモール等4か国に対する国際機関を通じた援助で合計38億円となっている。そのほか、二国間援助でハイチ、国際機関を通じた援助でアフガニスタン社会的弱者、パレスチナ難民およびパレスチナ難民以外の住民等に対する援助(35億1,000万円)を供与した。

⑮ 貧困農民支援

1.事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1977年度から、食糧増産援助としての特別の予算

措置を講じて、農業資機材の供与を開始。2005年度、「貧困農民支援」に改称。

● 経緯・目的

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自らの食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から、日本は1977年度以前は食糧援助による供与品目の一つとして農業資機材を供与していたが、1977年度からは食糧増産援助として新たな枠組を設け、農業資機材の供与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、スキーム見直しのための調査団を派遣し検討した結果、同年12月、それまで供与品目の一つであった農業については適正使用および環境配慮の観点から原則として供与しない等の抜本的な見直しを行った。

さらに、今後とも世界における食糧不足や飢餓の軽減に積極的な貢献を行うため、これまでの関係者との意見交換を踏まえ、2005年度から食糧増産援助を「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリング等の強化等を通じて、貧困農民支援の在り方につき適宜見直しを行うこととしている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国からの要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、対外債務残高、日本との関係、援助受入れ体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械（耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等）、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

二国間での貧困農民支援の場合は、開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、JICAによる協力準備調査結果を踏まえつつ、要請資機材、数量、仕様、受入れ体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。また、FAOを通じた貧困農民支援も、FAOからの要請に基づき、政府部内において、要請内容につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文（E/N）の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府との間で、援助の条件や実施手続等を定めた贈与契約（G/A）の署名を行う。E/NおよびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。また、E/NおよびG/A署名後は、JICAが資金支払などの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金（外貨）を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し価格（FOB）の2分の1以上を内貨立てで銀行口座に積み立てることとしている（見返り資金）。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民が裨益する経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

FAOを通じた貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国際機関との間で、援助の条件や実施手続等を定めたG/Aの署名を行う。なお、FAOを通じた支援の場合は、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

● 概要

2008年度は、二国間援助として14か国の開発途上国に対し57億2,000万円、国際機関経由の援助として2億円、総額59億2,000万円の貧困農民支援を実施。

● 地域別実績

2008年度の貧困農民支援の対象地域別の内訳は、アジア5か国（17億1,000万円）、アフリカ6か国（27億4,000万円）、中南米2か国（6億5,000万円）および欧州・中央アジア1か国（3億5,000万円）、中東1か国（4億7,000万円）等となっている。